

管外旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容										
財務部 税務局	<p>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後<b>30日</b>以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが1件あった。</p> <table border="1" data-bbox="468 569 1629 674"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>人数</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都</td> <td>平成30年10月26日</td> <td>29,720円</td> <td>1人</td> <td>平成30年12月6日</td> </tr> </tbody> </table>	出張先	出張期間	旅費支給額	人数	精算日	東京都	平成30年10月26日	29,720円	1人	平成30年12月6日	<p>検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【地方自治法施行令】                      (概算払)                      第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。                      一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】                      (概算払の精算)                      第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後<b>30日</b>以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p>	<p>局内幹部会議において、監査結果の報告を行い、所属職員に対し旅費の精算に遅延がないよう旅費制度の周知と注意喚起を行った。</p> <p>また、旅費担当者は、管外出張する職員に対し、速やかに精算報告を行うよう指導するとともに旅費の未精算がないかチェックリストによる確認を行い、未精算が有る場合は、当該職員へ精算処理を促すなど法令等に基づく適正な事務処理を行う。</p>
出張先	出張期間	旅費支給額	人数	精算日									
東京都	平成30年10月26日	29,720円	1人	平成30年12月6日									

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年6月13日から同年7月12日まで）